

経営事項審査の
改善について

全国建設関係行政書士協議会

目 次

I . はじめに

II . 経営事項審査の役割

III . 経営事項審査の現状

1 . 経審の客観性

①客観性が損なわれた例と改善すべき点

2 . 経審の公正性

①経審を受ける業種について

②ウェイトについて

③個別の評価項目について

a . 企業年金制度の加入について

b . 雇用保険・健康保険等の加入について

c . 工事安全成績について

3 . 審査手続について

①面接方式と郵送方式について

②審査・通知手続きの合理化について

③経審の審査日について

④第三者機関への委託について

4 . 結果通知について

①結果通知書の有効期間について

②経審結果の公表について

③結果通知書の送付先について

Ⅲ．経営事項審査の今後

1．「経審の見直し」の項目について

- ①審査区分の細分化について
- ②地域別企業評価について
- ③グループ企業の評価について
- ④工事成績の客観的評価について
- ⑤技術者の範囲の拡大について

2．その他の評価項目について

- ①企業倫理について
- ②災害発生時の貢献度について
- ③経営分析について

Ⅳ おわりに

I . はじめに

大競争の時代をむかえ、建設業界はかつて経験のないほどの変革の嵐につつまれています。ゼネコンと中央・地方の政治家との癒着構造は、多くの国民の怒りを買い入札制度の改善に火をつけました。これまで指名競争が殆どであった建設工事の入札制度は、外国企業の日本市場参入とあいまって、一般競争入札・公募型指名競争入札など様々な方式が取り入れられ、今後も選択肢が増えていくものとの予想されます。

また日本経済の国際化と規制緩和、行政の簡素化の流れの中で、工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証制度の導入が模索され、経営審査制度も数次にわたって改善されようとしています。

一方では建設業法が大きく改正され、建設業界をとりまく経済的・社会的環境のみならず、制度的環境も今大きく変化しようとしています。

建設業は、いまさら申すまでもなく国民の生命と財産に直接かつ深く係わる産業であります。先の阪神・淡路大震災では多くの人々が建物の下敷きになり亡くなりました。何十万という市民が住むべき家をなくしました。被災した人々の多くが、学校などの公共施設で不安な日々を寒さに震えながら過ごすこととなったのは記憶に新しいところがあります。

倒壊して人を下敷きにしたのも建物なら、厳寒の夜にほのかな安らぎと安心を与えてくれたのも公共施設という建物でした。また震災後、崩壊し陥没した道路をいち早く復旧し、電気・ガス・水道・電話といった生活の基盤を回復させたのも、全国から支援に駆けつけた建設業者が中心であったことを忘れてはなりません。復興の槌音は、建設の槌音でもあります。

私たちは、安全で住みよい環境の整備をおこない、社会資本の形成に重大な影響を及ぼすなど、国民の生命と財産に直接かつ深く係わる建設業界とその構成員である個々の建設業者の水準をより一層高めることができるよう、周辺環境を整備することが必要であると考えてお

ります。

行政書士は、建設業者に代わって建設業許可申請・経営事項審査申請・入札参加資格審査申請等の諸手続をし、それらの相談にたずさわる唯一の国家資格者であります。行政書士は、相談・手続きの過程で個々の建設業者の実情を、企業の代表者や経営幹部から直接聞く立場にあります。

建設業の行政手続きを専門的におこなう行政書士集団である当協議会に属する会員は、全国都道府県をほぼ網羅し行政書士の関与率は、今や4割を超えています。（平成6年3月当会調べ）私達は全国的なレベルで建設業界、特に中小・零細業者の実情を脚色されない生の情報として聞き分けることのできる団体であるとの自負をもって活動してまいりました。

しかし他方、私たち行政書士も国民の一人として社会資本の充実をねがい、自らの生命と財産をまもる消費者の一人でもあります。

建設業界を取り巻く制度を一般消費者よりよく知る専門的実務者として、建設業界はどうあるべきか、どうあらねばならないかを踏まえながら、建設業界の今後をリードすることにもなる経営事項審査制度について提案するにあたり、この提案が建設業界の発展の一助となり、ひいては広く国民消費者にとっても利益をもたらすものであることを願い、以下申し述べます。

平成 8 年 4 月

全国建設関係行政書士協議会

代表世話人 三佐藤 忍

経審改善プロジェクトチーム

岩 戸 康太郎

小 関 典 明

北 上 雅 弘

森 田 好 治

山 田 秀 一

II. 経営事項審査の役割

1. 周知のとおり発注者は、公共工事の入札にあたり一般競争・指名競争を問わず入札参加者を決定しなければならず、その選定の重要な資料として経営事項審査結果通知書（以下「結果通知書」という）があります。結果通知書は、入札参加資格審査申請書（以下「参加資格申請」という）に添付されることによって、業者の格付けに利用されてきました。

また、平成6年の建設業法改正で公共工事を請負う者は、経営事項審査（以下「経審」という）を受けることが義務づけられたことにより、経審の役割は一段と重要になったといえます。

(1) 指名競争入札に際し、発注者は工事種類ごとに業者を格付けした入札参加資格者名簿から、発注工事に対応する過去の実績、現在の手持ち工事、技術者等、候補会社の個別の現状を勘案して一定のシステムに基づき指名業者を選定します。この際、多くの発注者は経審の結果通知書における総合評点を基礎に、工事实績と成績、地元評価、身障者雇用状況等を評価し格付けをおこなっております。従って経審は、格付けに際して最も重要な要素であると認識されます。

一方、選択される建設業者の側から見れば、技術者を育成し、企業の社会的責任を充実させ、財務内容を優れたものにし、より指名されやすい環境を整備することで、受注機会の増大を計ることとなります。この相乗的な効果で建設業者のレベルの向上を誘導してきたことは、今後も変わる事のない経審の重要な役割であると言えます。

特に経審に経営状況分析が取り入れられてからその効果は著しく、中小・零細業者の経営者の中にも、分析を経営に生かそうとする経営者が多く見られるようになった事実を、私たちは実務を通じて知っております。

このことは、結果通知書の総合評点によって線引きされる公募型指名競争や一般競争入札等に参加する建設業者にとっては、企業の経営戦略・営業戦略を左右する極めて重要な問題であり、自助努力を怠ることは取り残されることとなり、企業の生死にかかわることにもなりかねません。

経審の評価を上げてより上位の工事を受注しようとする努力は、建設業者の自助努力を促し、その達成によって企業の自信につながり、企業倫理の確立にも役立ち全体として建設業者のレベルの底上げになるものと確信しております。この効果は公共工事のセーフガードの役割とともに、経審のもう一つの役割でもあると認識しております。

II. 経営事項審査の現状

1. 経審の客観性

経審の原点はまぎれもなく客観性にあります。全ての業者と地域に対して同一の審査基準と審査方法で行われることが前提であり、今後如何に見直しが行われようとその機軸に些かの変化もあってはならないと考えます。たとえ審査項目が同じであっても、異なった審査基準でおこなわれた経審は、発注者が行う主観的審査と類似することとなり存在意義を失い、国際的に比類稀なこの制度が大競争時代を透明・公正にリードすることもできず、諸外国から「意味のない規制」として糾弾されることとなるでしょう。

経審は、一定の基準と一律の計算式で総合評点が算出されることで、客観的であるとされていますが、申請者の主たる事務所を管轄する都道府県を窓口として審査されるため、いわゆる窓口の裁量の範囲で取扱上の差異が発生する恐れがあり、その差異の範囲で経審の客観性と信頼性に疑問が生じます。

建設省は、経審審査方法や考え方を事務連絡という内部文書で都道府県を指導していますが、その内容は公にされていません。

客観性と信頼性の高い経審の実施は、より緻密な基準を設けるとともに、審査基準と方法を何らかの手段で公開し、審査機関と審査官の恣意と裁量が介在する隙間を狭くすることで解決できると考えます。このことは同時に、窓口事務の効率化にも効果があると思います。審査員の個人的審査能力に関係なく判断できる審査基準と方法の確立が求められます。

発注者は、異なる都道府県に本店を置く建設業者も混合して格付けするため、都道府県間の差異は直接格付けに影響します。絶対的な客観性を確保することはできませんが、評価に耐えうる客観性を確保することは十分に可能であると思います。

①客観性が損なわれた例と改善すべき点

経審の審査にあたり、申請者は記載内容の確認をするための書類を提示します。主な都道府県の提示書類を別表1として一覧にしてみました。そのうちの一部について以下申し述べます。

経営規模（X₂）の職員数の確認資料として、千葉県、神奈川県、岐阜県等は「社会保険算定基礎届」「健康保険被保険者証」または「住民税特別徴収税額通知書」を、大阪府は「源泉所得税徴収済通知書」で、その他の審査機関は「賃金台帳」で確認することが多いようですが、何れにしてもそれぞれの提示資料は、実務上多くの問題を孕んでいます。例えば零細な企業で多く見られるケースですが、現場労働者の中に給与の手取りを多くするため、健康保険の加入を拒否しているものがいた場合、千葉県や神奈川県では職員としてカウントされず、一方大阪府、京都府、兵庫県では直ちに職員から削除することはないため、異なった職員数になります。

また大阪府のように明確な提示資料がなく、決算書中の人件費、「源泉所得税徴収済通知書」等で類推する場合、実際にこの帳票に記載されている職員数欄に、パート・アルバイト職員が含まれ

ていたり、控除が多いため課税されない職員が記入されないことも多々あり、その上払込が金融機関を通じてなされ、税務当局も職員数の記載については厳密さを要求していないため、実数の把握は不正確になりがちです。

また別表3には記載していますように、兼業を持つ建設業者の場合、建設業に従事する職員の数をどの様にカウントするか審査機関によって違いがあります。

雇用保険や健康保険等の加入の有無についても、審査機関により取扱の違いがあり、北海道、宮城県、千葉県、京都府、大阪府などは加入者の人数は問わず、加入しているか、否かだけを審査します。東京都、神奈川県、兵庫県などは一定の割合以上の加入がなければ、「有」と認定しません。従って総合評点では15点の差が発生します。取扱の厳しい都道府県ではおしなべてこの評点は低いと考えられます。これは他の項目でも同様の指摘をすることができます。

細い例は枚挙にいとまありませんが、現場の実務にたづさわる行政書士は、日常的にこの様な例に遭遇しています。一律の審査方法で評価したもののこそ、客観性を持ちます。審査方法と提示資料の統一を望みます。

〔意見〕

1. 審査方法と提示資料を統一すること
1. 緻密な基準を設け、審査基準と審査方法を公開すること

2. 経審の公正性

経審は、建設業界を初めさまざまな分野からの意見を取り入れ適格な企業が適正に評価されるよう見直されました。新しい経審には、優良な企業が自由な競争を繰り広げることにより、建設業界の水準をより引き上げ大競争に耐えられる体質をつくり、かつ

工事の品質が確保されることを目的としております。

自由な競争をするためには、企業が適正に評価されることが必要です。自らの責めに因らないハンディを背負ってはいけません。その意味で経審の公正性は客観性ととともに、経審の重要な基盤であります。

① 経審を受ける業種について

申請者は、経審を受ける業種をその許可業種から選択しますが、その際「土木一式工事」の完成工事高が大きくなるように「土木一式工事」に「とび・土工・コンクリート工事」等の完成工事高を加算する、いわゆる「積上げ」をします。この場合「積上げ」をした業種「とび・土工・コンクリート工事」等は、経審を受けることができません。従って参加資格申請においても「積上げ」をした業種が希望できなくなり、複数の発注機関に申請する場合には「発注工事に対応する」経審を受けていないこととなり、申請者にとってどの発注機関に合わすか困惑することになります。このことは企業規模の零細な企業ほど、総合的な企画・調整を伴わない単体発注の工事、つまり「積上げ」をした業種を受注する機会が多いため、不利になります。また、多くの発注機関に申請するほど、「発注工事に対応する」経審を受けた業種が不整合になり、積極的な受注活動を阻害することになります。なお、例を挙げるとすれば、経審の28業種とは異なる業種で審査する住宅・都市整備公団、首都高速道路公団、東京都などではこの弊害が生じています。

中小・零細業者の受注機会を拡大し、積極的な受注活動を支援し、保護するため「積上げ」をした業種の完成工事高を「0」として経審を受けることができるよう改善すべきであると思います。

② ウェイトについて

経審に関するウェイトは、満点時の総合評点（P）に対する各々の評価項目の占める割合として表されています。しかし、実際

の経審における総合評点に占める割合は別表2のようになり、階層別に見れば公表されたウェイトとは大きく異なっています。

これは、完成工事高 (X_1)、経営規模 (X_2)、技術力 (Z) は各々規模や人数によって与えられる評点変動し、相互に影響を及ぼしあう相対的評価項目であり、経営状況分析 (Y) とその他の評価項目 (社会性等) (W) は、他の評価項目とは直接に影響を及ぼしあわない絶対的評価項目であるため、また計算式の構造上も相互に影響を及ぼすことはなく、それぞれの評価項目の評点を積み上げる構造になっているためだと推定できます。

こういった構造は、たとえば (Y) と (W) とでは中小・零細企業でもそれなりの評点を獲得する一方、(X_1) (X_2) (Z) では、スケールメリットが認められ完成工事高や人数等が大きくなれば評点も上がる仕組みであるため、結果的に2千億円以上の企業の完成工事高 (X_1) の大きな企業ほど、予定された0.35のウェイトよりはるかに大きくなり、小規模企業ほど不利な構造であるといえます。同じ現象は程度の違いこそあれ (X_2) と (Z) でもいえます。

しかし、このことは致命的な欠陥でなく評点テーブルをより小刻みにし、完成工事高、職員数、技術職員数などの評点テーブルの評点の刻み幅と配点を是正することで解決できるものと考えます。

また (Z) における一級技術者と二級技術者との評価は、現行では「5」点と「2」点の格差がありますが、小規模業者にとっては、一級技術者を監理技術者として配置しなければならない工事は少なく、むしろ二級技術者を主任技術者として配置する工事がより多いのが実態であります。そのような建設業者にとっては二級技術者の養成が求められるべきであります。また二級技術者の評価が低いことは、技術者を育成する意欲を削がれることもな

りかねません。この点においても評点と配点を考慮することが必要ではないかと思えます。

③個別の評価項目について

a. 企業年金制度の加入について

京都府における厚生年金基金の加入条件として「建設業協会会員企業であること」が求められ、建設業協会に入会するためには、完成工事高の6割以上が元請工事である企業に限るとされています。企業年金制度には他に適格退職年金がありますが、従業員15名以上でなければ契約できません。

従って、京都府では元請率が6割に満たない従業員14名以下の企業は、経審の求める企業年金制度には加入できないこととなります。

全ての建設業者が、その希望に応じて選択し加入できる年金基金制度が存在しなければ、不公正になります。

b. 雇用保険・健康保険等の加入について

いまここに健康保険と厚生年金に加入していなければならぬA社が法令に違反して健康保険・厚生年金に加入しなかったと仮定し、その法定福利費として支出する費用約8人分で、一級技術者を1名雇用できるとして経審数値をシミュレーションしてみると次のようになります。

法令に違反して加入しなかった場合には、総合評点に換算して15点の減点になります。しかし一級技術者を1名雇用したことで、総合評点に換算した技術力(Z)の評価は17.8点、職員数(X_{22})の点数が2点上がることで自己資本額及び職員数(X_2)の評価は1.9点前後上がります。分析では総売上高17億円前後の企業では、0.4点前後の減点になり、結果として総合評点は、19.7点の増加し15.4点の減少するため差引4.3点上がります。

法令に違反した方が、評価が高くなる不合理さを是正する

ため、総合評点のみを一人歩きさせず法令に違反した場合の減点の幅を大きくするか、法令違反を明示することで選択の参考にし、是正をしない違反者には、経審あるいは業者選択の過程で不利益処置が明確になるように、制度を改善することが必要であろうと考えます。

c. 工事安全成績について

工事安全成績は、確認資料などの審査方法が明確でなく、確認に困難を要します。この項目は下請のみならず工事現場全ての労働者を含むため、本来なら給付を行うべき元請が、下請あるいは孫請業者等にその責任を押しつけ、自らは責任を回避しようとする違法行為が、従来から指摘されてきました。このような「労災隠し」が助長されることがないように元請業者を指導するとともに、労働基準監督署の証明等の提示を受けて審査するなどの審査方法の改善と「労災隠し」が明らかになった場合には、経審上でもペナルティを科すか法令違反を明示することで選択の参考にし、是正をしない違反者には、経審あるいは業者選択の過程で不利益処置が明確になるように、制度を改善することが必要であろうと考えます。

〔意見〕

1. 「積上げ」した業種の完成工事高を「0」として経審を受けることができるよう改善すべきである
1. 評点テーブルをより小刻みにするなど、評点の刻み幅と配点の是正をはかること
1. 二級技術者の評点と配点を高くするなど評価格差の是正をはかること
1. 全ての建設業者が、その希望に応じて選択し加入できる年金基金制度の創設をはかること
1. 違反者には、経審あるいは業者選択の過程で不利益処置が明確になるように制度を改善すること

1. 「労災隠し」をした場合には、経審上でもペナルティを科し業者選択の過程で不利益処置が明確になるように制度を改善すること

3. 審査手続について

経審の改善は、公正化・適正化に一定の効果が期待されていましたが、行政や申請者の事務手続きの簡素化の点では、いささか疑問視されてきました。走りながらの改正は平成6年度の審査が始まってからも、各審査機関の意見を聞きながら運用上の通知が発行され、それに各審査機関が対応することで行われました。

その都度、当協議会会員等に実務家として確認資料の質問がなされ、例えば、「雇用保険の加入の有無について、労働保険の一元加入、二元加入の資料としてなにが適切か」「社会保険、厚生年金保険の適用除外はどのような場合が想定されるか」「退職一時金制度はどのように定められ、どのような書類を保存しているか」等に応答し、審査行政に寄与してまいりました。また制度普及のため会員が研究、研鑽した資料をもとに「新経審Q & A」を刊行し、主に建設業者を対象にセミナーを行ってまいりました。

平成6・7年の経審の審査手続きの実態を踏まえて、次の点について申し述べます。

- ①面接方式と郵送方式について

経審の審査方式には、申請者又は代理人の出頭を求める「面接方式」と、申請書類を郵送する「郵送方式」がありますが、ほとんどの審査機関では「面接方式」を採用しております。

郵送方式は事務の簡素化が図れるとして、平成6年度に大阪府が採用に踏み切ろうとしましたが、行政書士側より、「この方式では、不正データの続出・虚偽申請の横行を招き、公正・公平な審査にならない」との指摘により、大阪府もこれを認め郵送方式を断念しました。これは短絡的に簡素化を図ろうとしたため、適正化という本質的な部分を忘失したものであります。

おしなべて審査の現場では、審査官は書面に現れない部分について申請者に尋ね、申請者は誠実に答えるのが本来であり、行政書士が申請者の代理人になった場合は、なお一層この機能は増します。代理人の職責遂行、義務履行機能の多くは、相手方との面接にあり、審査官も面接により真性な代理人と知ることができます。出頭者と審査官との面接審査で審査内容が決定され、それが直接総合評点に反映されるため、本人出頭以外はその代理権限を明確にして審査を行うべきであります。そのことは、審査の厳格さと公平さをより一層担保することになると思います。

しかし郵送方式においては、ともすれば行政と申請者の意思の疎通を欠き、不正以外のトラブルも招来します。審査機関にとって郵送で到達した申請書は、単に受付であったとしても、申請者にとっては受理の認識を持つのが一般的であり、審査事務が余計に複雑になる要素ももっております。

従って、面接方式は簡素化に逆行するようであり、経審にとっては必要かつ重要な方式であるといえます。

② 審査・通知手続きの合理化について

現行経審は、経営状況分析申請と経営事項審査申請との二つの申請からなりますが、ほとんどの都道府県で、分析申請は分析機関に申請し、分析終了通知書の受領を待って経営事項審査申請をします。決算の終了と変更届の提出に3・4ヶ月かかり分析終了通知書の受領には、さらに3・4週間かかります。その後経営事項審査を受け、結果通知書の受領までには更に1か月半から2か月半を要し、経審の基準日（申請者の決算終了日）の6か月から7か月後に結果通知書を受領することになります。この期間を短縮することは、公共工事の請負契約締結時に有効な結果通知書が必要であることから、重要な問題であると考えます。

解決方法としては、決算の終了にともなう変更届のとき同時に

分析申請と二次審査にあたる経営事項審査をし、その場でデータ処理することで即日交付することができます。リアルオンラインを生かし、高度通信情報社会に適応した申請システムを検討すべきであると考えます。

例えば自動車登録申請は、審査と同時に行政手続きを完了し、登録内容を即日申請者に通知しております。経審と比較しても処理件数ははるかに多いにもかかわらず、所有権の公証という重要な手続きを行っております。

審査手順自体の違いはあっても、審査終了から通知までの期間を短縮することは十分に可能であると思えます。

③ 経審の審査日及び締切日について

経審の審査基準日は、申請者の決算終了日であり審査基準日の直前の決算で経審を受けることとなりますが、例えば12月31日決算日の企業で初めて経審を受けようとした場合、1月1日から株主総会並びに税務申告が終了するまでの間、経審を受けることが事実上不可能となります。このことは、1月から3月までに参加資格申請の提出時期が集中しているため、参加資格申請の提出さえも不可能となり、新たに公共工事に参入しようとする企業にとっては不公正になります。

決算終了日後3か月以内は、直前の決算と直々前の決算の両方を選択することができるようにし、前段の結果通知書の即日交付と併せて実施することで、根本的な解決が図れるものと考えます。

④ 第三者機関への委託について

経審の手続き合理化のため、審査事務を第三者機関に委託しようとする考えがありますが、経審の客観性、公正性の観点から慎重に検討すべき問題であると考えます。

経審は建設業の許可制度と密接な関係にあり、特に専任の技術者、主任・監理技術者は、建設業の許可の変更届とリンクさせることで整合性を保つことができます。

もし仮に第三者機関に委託するとすれば、建設業の許可制度に十分な知識と経験を持った第三者に委託しなければ、先に述べたような整合性を保つことができず、許可制度の空洞化と経審制度の崩壊を招来することになります。総務庁の行った「建設業に関する行政監察結果に基づく勧告」にも見られるように、建設業許可に堪能な行政書士を利用することは、その選択肢の一つであり、多くの審査機関で今日的課題として検討されようとしております。

〔意見〕

1. 面接方式を制度化、明文化すること
1. 結果通知書を即日交付すること
1. 即日交付が直ちに実施できない場合は、通知期間の短縮を図ること
1. 決算終了日後3か月以内は、直前の決算と直々前の決算の両方を選択することができるようにすること
1. 第三者機関に委託する場合には、許可制度に十分な知識と経験を持った行政書士に委託すること

4. 結果通知について

①結果通知書の有効期間について

結果通知書の有効期間は、基準日から1年7か月と定められております。このことは、翌年の決算終了時点から7か月以内に結果通知がなされなければ、公共工事の請負契約を締結できないこととなります。そのため決算や経審の事務処理を迅速にかつ滞りなく進めなければなりません。実務上は1か月前後の余裕しかなく、また審査機関によっては、月に一日か二日の審査日しか設けていないところもあり、申請者にとっては薄氷を踏む日程となります。その上結果通知書の送付前に入力ミスなどが見つかった場合には、申請者の責めに帰さない事由によってさらに通知が遅れることとなります。

このような実情を知るとき私たち実務家は、結果通知書の即日交付や交付期間の短縮がなされないならば、審査窓口での無用な混乱を予め排除し、申請者の事務処理の負担を軽減するため有効期間を現在より2か月程度延長することを提案いたします。

② 経審結果の公表について

経審の審査項目の大部分は、許可の閲覧制度でもはや開示されており、あらためてプライバシーを論議する意味は乏しいと言えます。また市民的立場からは、租税という負担をし、自己が利用する施設の建設を任せるに足る受注者の客観的事項が開示されないことは不合理といえます。

むしろ公開することによって、業者間であるいは一般市民も含めた相互監視機能が働き、虚偽の申請を防止するといった厳正化、公正化、適正化に有効な役割を果たすものと考えます。

また経審を単に公共工事に利用するだけでなく、民間発注者も利用できるように開示されれば、工事の受注活動と建設業者の資質の向上にとって更に有効な手段になると思います。

③ 結果通知書の送付先について

申請者は、結果通知書を自ら受領するか、代理人に受領させるかを選択できなければなりません。しかしながら代理人に送付している機関とそうでない機関のばらつきがあります。

経審から参加資格申請までの一連の事務処理を委任されている行政書士に直接交付されないとき、結果通知書は本人から行政書士に転送され事務の煩雑化を招きます。申請者の社員のなかには結果通知書の重要性を認識しない職員もいて、結果通知書の紛失等無用のトラブルも発生し、審査機関に結果通知書の内容の証明など余分の事務負担を強いることにもなるため、結果通知書は代理人にも送付されるようすることが必要だと思えます。

現在行政書士の関与率は大都市圏では6割を超え、行政書士に送付することで、審査機関の送付事務も大幅な軽減を図ることができるものと思います。

〔意見〕

1. 結果通知書の即日交付または交付に要する期間の短縮ができない場合、経審の有効期間を現在より2か月程度延長すること
1. 経審結果を開示すること
1. 結果通知書の送付先に代理人を含めること

III. 経営事項審査の今後

経審が、これまで建設業者の資質の向上と、公共工事の業者選択手段に欠くべからざる役割を果たしてきたことは明らかです。

経審は今後一般消費者にとって、単なる納税者としてでなく直接発注者として、「自分の家を建ててくれる」建設業者を選択する手段として、極めて重要で可能性を持った制度であることを示しています。客観性、公正性を一層高め、より信頼される制度にするため建設省が提示した改善点と、それ以外の改善点とを考えてみます。

建設省が提示した改善点については、具体的内容がまだ検討中であるためその詳細が不明です。報道などで知り得たことを参考に、推量を交えて申し述べたいと思います。

1. 「経審の見直し」の項目について

① 審査区分の細分化について

現行経審は、許可の区分に応じて審査を希望することになっていますが、業種を更に細分化した工種で審査することにより、発注される工事の種類にできるだけ対応させ、発注行政に資するとともに、建設業者が特定部門に経営資源を集中して、中堅・中小でも大手に対抗して入札に参入できるよう枠組みを改善しようとするものです。

特化した分野についての参入機会が増えることは喜ばしいことであっても、仮にその他のこれまで参入してきた分野の参入機会が減少することになれば、特化したことが適切であったのか総合的に判断するとき疑問が生じます。企業の体質を強化するには、特定の分野に企業力を集中するだけでなく、特化していく分野のバックグラウンドとして、基盤となる裾野が必要です。基盤となる分野にも経営資源を投下している企業も評価される制度になるよう期待します。

この改善点は、許可業種の区分の見直しとリンクして審査区分の細分化が考えられていると推測しますが、許可業種が数業種に集約され、一方で審査区分が細分化された場合、20数年間の許可制度のもとですでに一定の分野として確立した業種が、切り捨てられることになるかも知れません。その様なことにならないよう十分な論議と慎重な対応を期待します。

②地域別企業評価について

国際的な枠組みに入らない工事を対象に、地域に密着した優良企業の技術力や施工能力を適正に評価し、大手と同じ土俵で競争できる体制を検討しようというのですが、その具体的な単位は都道府県単位にするのか、もっと広い地域にするのか定まっておらず、仮に都道府県単位とした場合でも、大都市を抱え行政範囲の広い都道府県はその単位の中に格差を抱えることになります。

また、準大手にスタンスを置くのか、地元大手に置くのかその切り口によっても大きな影響があるものと考えます。

各方面の論議と意見を十分にヒアリングし、中小を置き忘れない制度が検討されることを期待します。

③グループ企業の評価について

グループ企業の評価は、大手ゼネコンを対象に導入し分社化を促すことで企業体質の強化を図ろうと検討されています。しかし、

分社化は大手のみの手法ではなく、中堅・中小においても現実の経営課題となっています。

もっとも、その資本的繋がりを如何にして掌握するのか、オーナー株主によって支配されているグループ企業の範囲をどのように定めるのか、また有価証券報告書による報告義務のない企業のグループ範囲をどの様に判断するのか明確ではありません。

中堅・中小を含めたグループ企業評価の審査方法を探るため、行政や建設業界のみならず広く建設産業に係わる人々が、中小に過度の負担を強いることのない審査方法を考案するため、知恵を出し合う必要があると思います。

④工事成績の客観的評価について

施工成績の優良な企業が一定の条件のもとで、より上位の工事に参加できるようにし、完成工事高や工事实績を重視した傾向を改善し、受注競争一辺倒の体質を改善することには一般論として何ら意義はありません。

しかし、実際の評価にあたって発注者が現在行っている評価を単にデータベース化するだけでは、客観性に疑問が生じます。評価方法は、それぞれの発注者が長い歴史の中で熟成してきたものであり、それを整合し統一化する手法を考案する必要があります。また評価する監督官の主観のバラツキを如何に客観化するか、極めて難しい問題であります。

工事成績の評価に関する項目を開示するとともに、精査に分析することで、客観化に耐える項目を洗い出し、評価の手法を平準化し、同時に成績評価の偏差を求め解析し、一定期間のテストランをするなど、十分な準備と豊富なデータを蓄積する必要があると思います。

再度申し述べるなら、経審の客観性を見失うことのないよう十分配慮して改善することを期待します。

⑤技術者の範囲の拡大について

現場の第一線で活躍する基幹的技能者の位置づけを明らかにし、客観的な評価基準を設けることで、技能労働者の企業内評価を高める効果が期待できます。

建設業界は技能集約型産業でもあるため、民間資格も含めるとほとんどの分野に何らかの資格があり、今後も増加すると思われます。その様な資格を整理し一定の基準のもとに認知する作業は、他の法令や過去の利権等に煩わされ困難を伴うものと推測されます。それぞれの資格のもつ具体的な内容を広く論議し、透明で公正な評価のもとに認知されるよう期待します。

〔意見〕

1. 一定の分野として確立した業種が、切り捨てられることのないよう、基盤となる分野にも経営資源を投下している企業も評価される制度になるよう期待します。

1. 中小を置き忘れない体制が検討されることを期待します。

1. 中堅・中小を含めたグループ企業評価がなされるよう期待します。

1. 工事成績の評価項目を開示し、客観化に耐える手法を平準化すると同時に一定の試験期間と豊富なデータを蓄積することで、透明な評価方法を考案する必要があると思います。

2. その他の評価項目について

①企業倫理について

建設業界が社会からより信頼され、女性や若年労働者にとっても働きやすい職場として、21世紀の労働力を確保できる産業にするため、企業倫理をより一層高め、新しい世紀を先取りした経審にすることが必要であると考えます。

従って、経審の審査項目に「企業倫理」を評価するシステムを導入すべきであると提案いたします。

②災害発生時の貢献度について

大震災を誰も予測しえなかったように、災害は何時何処で発生するか予測することができません。しかし何時か必ず何処かで発生します。その時最も頼りになるのが労働集約型・技能集約型産業である建設業であることは、先の大震災で事実として証明されております。

逆説的ではありますが 人知の及ばない不測の事態が発生した時に最も必要な人間の知恵と愛を、制度や機械は発揮してはくれません。制度やシステムはそれ自体が産業の質を高めるものではなく、それに属する人が建設産業を高めるのだと言うことを忘れてはなりません。

災害発生時の企業としての直接的な貢献や、ボランティア活動を評価するシステムの検討をすべきであると考えます。

③経営分析について

現行経審における経営比率は、12項目が採用されていますが本来企業経営に生かすための比率として、考えられたものではないため、項目としてはやや不足していると思います。

導入すべき項目として、項目の持つ意味を申請者に啓蒙しつつ、経営の参考になる項目を増やすことが必要だと思います。

〔意見〕

1. 「企業倫理」を評価するシステムを導入すること
1. 災害発生時の貢献度とボランティア活動を評価するシステムを導入すること
1. 経営分析は、経営の参考になる項目を増やすこと

IV おわりに

平成6年3月の「建設業許可制度の見直しに関する提言」につづきこの度は、現行経審が抱える様々な問題点を指摘し、その改善に関する提案をおこなってまいりましたが、私達全国建設関係行政書士協議会は、建設関係の手續に関する専門的実務家として、今後も引き続き全国の審査現場における取扱の実態を調査し、発注者（納税者）と建設業者にとって今後とも必要な制度である経審制度を、国民に信頼されるより良い建設業界を熟成する手段の一つとしていくための報告と建設的な提案をしてまいりたいと思っております。

また、建設業界を取り巻くさまざまな課題に対しても「こうすればもっと良くなる」を基本に意見を申し述べてまいりたいと思っております。建設産業に関わる各方面からのご意見を賜りますようお願い申し上げます。

別表 1 -1 [提示書類の一覧表]

当協議会員に回答を求め集約したものです。「○」は原本提示、「△」は写し可、「×」は不可をあらわします。

完成工事高 (X ₁) の確認方法	北海道	宮城県	千葉県	東京都	神奈川	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	広島県	福岡県
確定申告書 (税務署受付印のあるもの、内訳・明細書含)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算変更届	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
工事契約書	又は△						又は△		又は○		及び○
工事台帳							又は△		又は○		

職員数 (X ₂₂) の確認方法	※東京都は新規のみ必要										
源泉徴収簿 (賃金台帳)	○	○	○		×	○	又は△		○		○
社会保険算定基礎届		○	○	※△	又は△						○
定時改定通知書 (標準報酬決定通知書)	○	○	○								
資格得喪届			及び○								
健康保険被保険者証				※ 又は△	又は△					○	
住民税特別徴収税額通知書				※ 又は△	又は△					又は○	
源泉所得税徴収済通知書 (納付書)								○	○		
建設健保 (事業所名入り)					又は△					又は○	
出勤簿	○						又は△				
雇用保険被保険者証	○				又は△					又は○	

技術力 (Z) の確認方法	※東京都は新規のみ必要										
雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証	○			※△	及び△ 添付		△			○	
資格検定合格証 (免状)	○	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○
標準報酬決定通知書と得喪届			○								

雇用保険加入の有無 (W ₁) の確認方法											
雇用保険被保険者証	△	○		又は△	△	又は△		又は○	又は△	又は△	
資格取得確認通知書	又は△	又は○		又は△	△	又は△		又は○	又は△	又は△	
保険料納付書の領収書	又は△	又は○	○	又は△	△	又は△	△			○	又は△
保険料納付済証明書	又は△	又は○	又は○	又は△	×	又は△	又は○			又は○	又は○
労働保険 (確定) 料申告書		又は○	×		及び△	△		又は○	又は△	又は△	

別表 1 -2 [提示書類の一覧表]

健康保険及び厚生年金加入の有無 (W ₁)の確認方法	北海道	宮城県	千葉県	東京都	神奈川	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	広島県	福岡県
被保険者資格取得等確認及び標準報酬決定通知書	△	又は○	○	又は△	×	又は△		又は△	又は△	又は○	及び○
被保険者報酬月額算定基礎届	又は△	○	○		×	又は△		又は△	又は△	又は○	及び○
納入告知書兼領収書	又は△	又は○		又は△	△	△	△	又は△	及び△	○	△
建設業退職金共済組合加入の有無 (W ₁)の確認方法											
加入・履行証明書 (入札用)					×			○			
加入・履行証明書 (経審用)	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
契約者証					×			○	×		
退職一時金制度導入の有無 (W ₁)の確認方法											
中小企業退職金共済事業団加入証明書又は契約書	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	○
特定退職金共済団体の発行する加入証明書又は契約書	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は○
労働協約又は就業規則	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	○	又は○	又は○	又は△	又は○	又は△
上記のほか加入者名・加入者数の分かるもの									及び△		
領収書					×	△	又は○		×		
企業年金制度導入の有無 (W ₁)の確認方法											
厚生年金基金の加入証明書	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は○	又は○	又は○	又は△	又は○	又は○
適格退職年金の契約書	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は△	又は△	又は○	又は△	又は○	又は△
領収書			又は○	又は△	又は○	△	又は○		×	又は○	
上記のほか加入者名・加入者数の分かるもの					×				及び△		
法定外労働災害補償制度加入の有無 (W ₁)の確認方法											
加入証明書	又は△	又は○	又は○	又は△	又は○	又は○	又は○	又は○	又は○	又は○	○
契約書又は保険証券	又は△	又は○	又は○	又は△	又は△	又は○	又は△	又は○	又は○	又は○	又は△
領収書			×		×		又は○	×	×	又は○	

別表 2 [各項目・階層別ウェイト]

以下の点をご了承ください。

- ① サンプル企業は、各階層毎に10社から20社です。グループ毎にサンプル数が違います。
- ② 統計的にサンプリングしたものではありません。
- ③ 一部は推定値で計算しています。
- ④ X₁～Wまでの上欄は、サンプル企業毎の評点に係数を掛けて集計し、平均値を記入しています。下欄は、サンプル企業毎の総合数値に対する割合を集計して平均値を記入しています。
- ⑤ Pは、サンプル企業の総合数値の平均です。

	ウェイト	P (100)	X ₁ (35)	X ₂ (10)	Y (20)	Z (20)	W (15)
A	満 点	2 2 3 5 割 合	1 1 4 4 . 5 5 1 . 2	9 5 . 4 4 . 3	2 2 3 . 6 1 0 . 0	6 2 6 . 4 2 8 . 0	1 4 5 . 1 6 . 5
B	2000億 以上	2 0 7 6	1 1 4 4 . 5 5 4 . 3	8 6 . 5 3 . 7	1 5 5 . 6 7 . 6	5 7 6 . 0 2 7 . 9	1 3 2 . 1 6 . 5
C	500 億 以上	1 6 9 7	8 6 3 . 6 5 0 . 5	6 5 . 6 3 . 8	1 5 1 . 9 9 . 2	4 9 1 . 3 2 9 . 0	1 3 4 . 9 7 . 5
D	100 億 以上	1 3 2 8	6 5 4 . 2 4 7 . 0	5 6 . 1 4 . 2	1 4 9 . 8 1 1 . 1	4 0 7 . 1 2 9 . 2	1 1 4 . 9 8 . 5
E	50 億 以上	1 1 8 5	5 2 3 . 4 4 4 . 2	5 8 . 5 5 . 1	1 7 9 . 8 1 3 . 3	3 2 5 . 3 2 7 . 5	1 1 6 . 0 9 . 9
F	20 億 以上	9 1 3	4 1 3 . 1 4 5 . 4	4 8 . 4 5 . 2	1 2 8 . 6 1 4 . 0	2 1 2 . 1 2 3 . 2	1 1 0 . 4 1 2 . 2
G	10 億 以上	9 1 2	3 8 5 . 3 4 2 . 3	5 5 . 4 6 . 0	1 6 1 . 5 1 7 . 7	1 9 4 . 2 2 1 . 3	1 1 5 . 4 1 2 . 7
H	5 億 以上	8 2 3	3 3 7 . 8 4 1 . 2	6 1 . 3 7 . 4	1 5 5 . 1 1 8 . 7	1 6 0 . 3 1 9 . 4	1 0 8 . 4 1 3 . 3
I	1 億 以上	7 1 6	2 7 1 . 3 3 8 . 4	6 4 . 1 8 . 7	1 4 7 . 3 2 0 . 4	1 3 8 . 9 1 9 . 3	9 3 . 9 1 3 . 2
J	1 億 未満	6 4 1	2 2 2 . 7 3 5 . 1	6 4 . 3 9 . 8	1 4 2 . 2 2 1 . 9	1 1 7 . 5 1 8 . 5	9 4 . 1 1 4 . 7

別表 3 [建設業に従事する職員数のカウント方法]

建設業部門が明確に分離されていない兼業のある企業の場合

前提条件	① 総職員数 12名 (内 常勤取締役 4名)	② 建設業割合 69%
	カ ウ ン ト 方 法	建設業に従事する職員数
北海道	12 × 69 ÷ 100 = 8.28	8 名
東京都	12 × 69 ÷ 100 = 8.28	8 名
神奈川県	他法の専任を除き全員算入 (計算方式なし)	12 名
大阪府	12 × 69 ÷ 100 = 8.28	8 名
兵庫県	(12 - 4) × 69 ÷ 100 + 4 = 9.52	10 名